

所有者コード

□□□□□

自動車税
事務所使用欄

□□□□□□□□□□

還付請求権譲渡通知書

H27.12

(宛先)

埼玉県自動車税事務所長

譲受人

郵便番号

□□□□ - □□□□

フリガナ

住所

フリガナ

氏名

電話番号

()

私(譲渡人)は下記の過誤納還付金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を上記譲受人に平成 年 月 日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	税目	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部 熊谷 大宮 所 沢 川越 川口 越谷	自動車税	平成	1 抹消 2 二重納付 3 減免 4 その他 ()
かな	自動車取得税	年度	平成 年 月 日

譲渡人住所
(納税義務者)

住所

氏名

電話番号

()

実印

自税使用欄

住所

氏商

注意事項(必ずお読みください)

- 1 還付の発生原因が抹消の場合、抹消登録が1日から15日に発生した場合はその月の28日まで、16日から月末までに発生した場合は、翌月の14日までに必ず提出してください。(当該期限が休日等の場合は翌開庁日。)
二重納付については、2回目の納付から7日以内(7日目が休日等の場合は翌開庁日)に必ず提出してください。
期限を過ぎると納税義務者に還付されます。
減免・課税保留・更正の場合は、申請書等に添付して提出してください。
- 2 この書類が提出された場合でも、譲渡人(納税義務者)に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項等の規定により、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。
- 3 抹消登録の場合は、抹消登録日を記入し、抹消が確認できる書類を添付してください。
- 4 譲渡人は、個人・法人とも登録印(実印)を押印の上、印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)を添付してください。
- 5 譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・登記事項証明書・住民票等変更の事実が確認できる書類を添付してください。
- 6 納税義務者(個人)死亡の場合は、納税義務者の戸籍謄本等の相続権が確認できる書類を添付してください。
- 7 この通知書を登録後1か月以内に提出する場合には、税申告書又は車検証の写しを添付していただくか、登録日をご教示ください。
- 8 記載事項等不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。
- 9 複数の年度の税金の還付を受ける場合には、年度ごとに1通ずつ作成してください。
- 10 この通知書を提出すると、上記の過誤納金等は譲受人に還付します。

受付印

提出先(郵送の場合は、直接、自動車税事務所(さいたま市大宮区下町3-8-3)あて送付してください。)

埼玉県自動車税事務所	〒330-0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	TEL 048(658)0225
大宮支所	〒331-8580	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0600
熊谷支所	〒360-0844	熊谷市御稜威ヶ原701-5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359-0026	所沢市牛沼690-1	TEL 04(2998)1321
春日部支所	〒344-0042	春日部市増戸752-5	TEL 048(763)4111